

改正

平成 18 年 12 月 12 日規則第 33 号

平成 19 年 12 月 10 日規則第 39 号

平成 25 年 10 月 9 日規則第 22 号

平成 28 年 3 月 22 日規則第 6 号

越生町インフォメーションセンター管理規則

(目的)

第 1 条 この規則は、越生町インフォメーションセンター設置条例（平成元年条例第 19 号）第 23 条の規定に基づき必要な事項を定めることを目的とする。

(管理)

第 2 条 町長は、越生町インフォメーションセンター（以下「センター」という。）の管理責任者として、職員を配置するものとする。

2 職員は、町長の指示に基づきセンターの管理にあたるものとする。

3 町長はセンターの管理を他の者に委嘱することができる。

4 職員及び委嘱を受けた者は、利用者から利用終了の報告を受けたときは、直ちに利用後の状況を検分し、その結果指示することができる。

5 前各項の規定にかかわらず、条例第 16 条第 1 項の規定に基づき、指定管理者に管理を行わせる場合にあつては、この限りでない。

(使用の登録)

第 3 条 年間を通じて使用する者は、越生町インフォメーションセンター使用団体登録申請書（様式第 1 号）を町長に提出しなければならない。

2 前項の登録を受けようとする者は、10 人以上で構成する団体で、かつ、代表者として成人が含まれていること。

3 登録の有効期間は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

(使用申請及び許可)

第 4 条 条例第 5 条の規定に基づきセンターの使用許可を受けようとする者は、事前に越生町インフォメーションセンター使用（変更）許可申請書（様式第 2 号）を町長に提出しなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも同様とする。

- 2 前項の使用許可申請の期限は、使用しようとする日の60日前から3日前までとする。ただし、やむを得ない事由があると認めるときは、この限りでない。
- 3 町長は、第1項の使用許可申請を受けたときは、その使用目的及び内容等が適当と認めるものについては、越生町インフォメーションセンター使用（変更）許可書（様式第3号）を交付するものとする。

（使用料の減免）

第5条 町長は、別表1の定めるところにより使用料を減額又は免除することができる。

- 2 前項に規定する使用料の減額又は免除を受けようとする者は、越生町インフォメーションセンター使用料減額（免除）申請書（様式第4号）を町長に提出しなければならない。ただし、町長が特に認めるときは、この限りでない。
- 3 町長は、前項の使用料減額（免除）申請を受けたときは、その内容等が適当と認めるものについては、越生町インフォメーションセンター使用料減額（免除）通知書（様式第5号）を交付するものとする。

（手数料の減額）

第6条 センターに農産物等を納入するものが次の各号に掲げるものであるときは、そのものが納付すべき手数料の額は、条例第15条第1項の規定にかかわらず、当該各号に定めるところにより算定した額とする。

- （1） 町が出資する第三セクター 販売金額の15%
- （2） 公共交通事業者 販売金額の5%

（使用上の事項）

第7条 利用者は、センター使用終了後速やかに整理、整頓して別表2利用報告書とともに報告しなければならない。

- 2 条例第16条第1項の規定に基づき、指定管理者に管理を行わせる場合にあつては、第3条から第5条までの規定中「町長」とあるのは、「指定管理者」とする。

（指定管理者の指定の手続）

第8条 条例第17条第1項に規定する申請（以下「指定申請」という。）を受けようとするときは、あらかじめ次に掲げる事項を公告するものとする。

- （1） 管理を行わせるセンターの名称及び所在地
- （2） 指定申請の期間及び方法
- （3） 条例第17条第2項の規定により指定管理者を指定しようとする期間（以下「指定予定期間」

という。)

(4) 前3号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項

2 指定申請は、越生町インフォメーションセンター指定管理者指定申請書(様式第6号)のほか、次に掲げる書類を町長に提出するものとする。

(1) 指定予定期間に属する各年度のセンターの管理に係る事業計画書及び収支予算書

(2) 定款又は寄附行為及び登記簿の謄本(法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類)

(3) 指定申請をしようとする日の属する事業年度の前事業年度における財産目録及び貸借対照表(指定申請の日の属する事業年度に設立された法人等にあつては、その設立時における財産目録)

(4) 指定申請をしようとする日の属する事業年度及びその翌事業年度における法人等の事業計画書及び収支予算書(法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類)

(5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

(指定又は指定の取消し等の通知)

第9条 町長は、条例第17条第2項及び第3項の規定により指定したときは、指定した法人その他団体に対し、越生町インフォメーションセンター指定管理者指定書(様式第7号)により通知する。

2 町長は、条例第20条第1項に規定する指定管理者の指定を取り消し、又は指定管理業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、越生町インフォメーションセンター指定管理者指定取消(停止)通知書(様式第8号)により通知する。

(その他必要事項)

第10条 この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成元年10月1日から施行する。

附 則(平成18年規則第33号)

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。ただし、第4条及び第5条の改正規定は、平成19年6月1日以後の使用分から適用する。

2 この規則の施行の際、旧様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則(平成19年規則第39号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成25年規則第22号）

この規則は、平成26年1月1日から施行する。

附 則（平成28年規則第6号）

この規則は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の施行の日から施行する。

別表1（第5条関係）

区分	減免割合
町が使用する場合	免除
町立の保育園・小学校・中学校が使用する場合	免除
その他町長が特に必要と認めた場合	免除又は1／2減額

別表2
別表2

越生町インフォメーションセンター利用報告書

利用責任者 氏名	
利用年月日	平成 年 月 日 自 時 ～ 至 時
利用人員	男 女 名 計 名
利用目的	
上記のとおり利用したので報告します。 平成 年 月 日 責任者 印	

様式第1号(第3条第1項関係)
様式第1号(第3条第1項関係)

越生町インフォメーションセンター使用団体登録申請書

越生町長 様

申請者 住 所 _____
氏 名 _____

越生町インフォメーションセンター管理規則第3条第1項の規定により、インフォメーションセンターの使用登録をしたいので申請します。

団 体 名 称		
代 表 者	住 所	
	氏 名	
	電 話	
会 員 数	人(男性 人、女性 人)	
活 動 内 容		
活 動 日		
活 動 時 間		

※ 代表者は、成人の方に限ります。

別紙会員名簿を添付してください。記載事項に変更があった場合は、速やかに届け出てください。

会員名簿(団体名)

No.	氏名	性別	年齢	住所	備考
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					
26					
27					
28					
29					
30					

※人数が多い場合は、複写して使用してください。

様式第2号(第4条第1項関係)
 様式第2号(第4条第1項関係)

越生町インフォメーションセンター使用(変更)許可申請書

年 月 日

越生町長 様

越生町インフォメーションセンター管理規則第4条第1項の規定により、越生町インフォメーションセンターの使用許可を受けたいので申請します。

団体の名称						
代表者	住所					
	氏名		電話			
	勤務先		電話			
使用目的		使用人数		人		
使用年月日	年 月 日()					
使用時間	午前	時	分	午前	時	分
	午後			午後		
使用場所	会議室					
使用料	円(円× 時間)					

様式第3号(第4条第3項関係)
様式第3号(第4条第3項関係)

越生町インフォメーションセンター使用(変更)許可書

年 月 日

様

越生町インフォメーションセンター管理規則第4条第3項の規定により、次のとおり越生町インフォメーションセンターの使用を許可します。

越生町長

団体の名称				
代表者	住所			
	氏名		電話	
	勤務先		電話	
使用目的		使用人数	人	
使用時間	午前 時 分 ~ 午前 時 分 午後 時 分 ~ 午後 時 分			
使用場所	会議室			
使用料	円(円 × 時間)			
許可年月日	年 月 日 許可第 号			
許可条件				

様式第4号(第5条第2項関係)
様式第4号(第5条第2項関係)

越生町インフォメーションセンター使用料減額(免除)申請書

年 月 日

越生町長 様

越生町インフォメーションセンター管理規則第5条第2項の規定により、越生町インフォメーションセンターの使用料減額(免除)許可を受けたいので申請します。

団体の名称				
代表者	住所			
	氏名		電話	
	勤務先		電話	
使用目的		使用人数	人	
使用期間	年 月 日から 年 月 日まで			
使用場所	会議室			
減額(免除)申請の理由				

様式第5号(第5条第3項関係)
様式第5号(第5条第3項関係)

越生町インフォメーションセンター使用料減額(免除)通知書

年 月 日

様

年 月 日付けで申請のあつた越生町インフォメーションセンターの使用料減額(免除)について、越生町インフォメーションセンター管理規則第5条第3項の規定により、次のとおり決定したので通知します。

越生町長

団体の名称				
代表者	住所			
	氏名		電話	
	勤務先		電話	
使用目的		使用人数	人	
使用期間	年 月 日から 年 月 日まで			
使用場所	会議室			
減額(免除)申請の理由				
減額(免除)割合	割	減免許可番号	第	号

様式第6号(第8条第2項関係)
様式第6号(第8条第2項関係)

越生インフォメーションセンター指定管理者指定申請書

年 月 日

越生町長 様

申請者 所在地
名 称
代表者の氏名 印
連絡先 担当者名
電 話

越生町インフォメーションセンター条例第17条第1項の規定により、越生町インフォメーションセンターの指定管理者の指定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

なお、越生町インフォメーションセンター条例及び管理規則の指定管理者に関する規定を遵守します。

越生町インフォメーションセンター指定管理者指定書

第 年 月 日
年 月 日

様

越生町長

印

年 月 日付けの越生町インフォメーションセンターの指定管理者指定申請については、越生町インフォメーションセンター条例第17条第2項の規定により、下記のとおり指定します。

なお、指定管理者が行う管理の業務の範囲及び基準については、越生町インフォメーションセンター条例第18条第1項及び第19条に定めるもののほか、詳細については、協議のうえ別に定めるものとする。

記

指定期間	年 月 日から	年 月 日まで
------	---------	---------

越生町インフォメーションセンター指定管理者指定
取消(停止)通知書

第 年 月 日 号

様

越生町長 印

年 月 日第 号の越生町インフォメーションセンター指定管理者指定
について、下記のとおり指定を取消し(停止)しますので通知します。

記

指定取消(停止)日	(年 月 日 年 月 日～ 年 月 日)
取消(停止)理由	

教示

備考 教示は、行政不服審査法又は行政事件訴訟法の規定による教示に関する規則(平成
28年規則第1号)別記第1の1の規定による文を記載して行うこと。